

東京都公報

発行
東京都

（第18373号）

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………

○教習指導員審査の実施……………

公告

○採石業務管理者試験の実施……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第八百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第千四十二号小平都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のように告示する。

令和七年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画公園事業第一号鎌倉公園
- 三 事業施行期間 令和三年八月二十日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

令和三年東京都告示第千四十二号の事業地のうち、小平市小川町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
（な）

告示（公）

●東京都公安委員会告示第292号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月22日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示

できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に

関する法令についての知識		ただし、日曜日及び土曜日を除く。		記
イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識		イ 写真は、申請書に貼り付けること。		1 審査の種類
4 審査細目の免除		ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。		(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者		エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証を提示すること。		(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
5 審査の日時及び場所		7 審査手数料		(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
(1) 日時	令和7年9月24日（水曜日）	22,200円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。		2 審査を受けようとする者の資格
時間については申請書提出時に指定する。				次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者
(2) 場所	警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）	8 携行品		(1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
6 申請手続		(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード		大型自動車第二種免許に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（大型）
(1) 申請書類		(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）		(2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）		9 合格証明書の交付		大型自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）
イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）		10 問合せ先		(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面		警視庁運転免許本部運転者教育課		大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）
(2) 受付日時	令和7年9月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	電話 03（3581）4321 内線7251-5276		3 審査項目及び審査細目
(3) 受付場所	警視庁運転免許本部運転者教育課			(1) 教習に関する技能
(4) 申請に関する注意事項		令和7年8月22日		
ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年8月25日（月曜日）から配布する。		東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明		

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年9月24日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。 (2) 場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時	令和7年9月4日（木曜日）及び同月5日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年8月25日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証を提示すること。 7 審査手数料 12,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。 8 携行品 (1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 公 告 採石業務管理者試験の実施について	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 令和七年八月二十二日 東京都知事 小 池 百合子 一 試験日時 令和七年十月十日（金曜日）午前十時から正午まで 二 試験会場 青梅市河辺町六丁目四番地の一 東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室 三 受験資格 特になし 四 試験方法及び試験科目 (一) 試験方法 筆記試験により行う。 (二) 試験科目 ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項） 五 受験手続 (一) 受験案内書の配布 ア 配布期間 令和七年九月三日（水曜日）から同月二十四日
--	--	---

（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

（二）受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和七年九月十二日（金曜日）から同月二十四日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

（三）受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁

（四）提出書類

ア 受験願書（東京都で指定した様式）

イ 受験票（東京都で指定した様式）

ウ 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの）

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

（五）受験手数料

八千百円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話〇三（五三二〇）六二一八

発行	東京都
東京	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話	〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号	163-8001
定価	本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 （郵送料を含む。）
印刷所	勝美印刷株式会社
東京	東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話	〇三（三八二二）五二〇一（代）
郵便番号	113-0001

